事業主の皆様へ

地元在住の方の新規雇用に関する支援制度のお知らせ

更別村では村内に住んでいる、もしくは住む見込みのある方を新たに雇用される

事業主の皆さんを支援する、「更別村地元雇用促進事業助成制度」があります。

１．対象となる事業主

次の①・②のいずれも満たす方です。

1. 更別村商工会員及び農業を営む方（JA・NOSAI・森林組合を除く）
2. 過去２年分の村税を完納している事業主であること。

・個人事業主の場合 　村民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税

・法人の場合　　　　 法人村民税・固定資産税・軽自動車税

２．助成対象となる雇用人員・雇用期間の条件

・更別村に在住する方、または、雇用した日から６ヵ月以内に更別村に転入

する見込のある方を正規雇用する事業所。

正規雇用とは

1. 雇用期間に定めのない雇用で、１週間の労働時間が正規職員と同程度の労働

契約を締結していること。

1. 雇用保険の一般被保険者（１週間の所定労働時間が３０時間未満の場合を除く）

* 従業員５人未満の個人事業者は除きます。

３．対象外となる場合

1. 過去３年以内に同一の助成対象者において正規雇用された方。
2. 助成の対象となる方（法人にあってはその役員）の１親等以内の方と同居親族。
3. 他の助成金、委託料等により給料の全部又は一部が賄われている方。

４．助成額

・雇用された方の給料月額の２分の１（上限70,000円）を、雇い入れた月

（転入予定の方の場合は、転入された月）から12ヶ月分を助成します。

※ ただし、各種手当（例：住宅手当・通勤手当・期末手当など）は除きます。

５．助成金の交付方法

・対象事業主からの申請（請求）により、4半期ごと（年間4回）に支払います。

* 尚、助成金の承認を受けるためには、関係書類による事前の手続きが必要となります。

|  |  |
| --- | --- |
| 給料支払月 | 請求期日 |
| ４月～６月分 | ７月１０日 |
| ７月～９月分 | １０月１０日 |
| １０月～１２月分 | １月１５日 |
| １月～３月分 | ３月３１日 |

※必要な書類などは問い合わせ願います。

6．助成金の返還等

1. 「事業主の都合により、勤続１年目以内に解雇」した場合は、それまでの助成金全額を村へ返納していただきます。
2. 採用者の「自己都合による退職」の場合、退職した月からの助成金は交付を行いません。

7．応募期間

・随時受付（事前に下記までご相談願います）

お問合せ先：更別村役場 産業課 商工労働観光係

電話 ５２－２２１１　　FAX ５３―３００５